

○静岡県警察鑑定監運用要綱の制定について

(平成21年3月16日例規第26号)

この度、別添のとおり「静岡県警察鑑定監運用要綱」を定め、平成21年4月1日から施行することとしたので通達する。

別添

静岡県警察鑑定監運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県警察における指掌紋及び足痕跡の鑑定に係る卓越した専門的な知識及び技能を活用することにより、適正な鑑定の確保及び鑑定技術の向上に役立てるため、鑑定監の指定及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 鑑定監の種別

県本部鑑識課に、指掌紋及び足痕跡の鑑定業務に係る鑑定監を置き、それぞれ本部長が指定する者をもって充てる。

第3 鑑定監の職務

鑑定監は、県本部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 指掌紋又は足痕跡の鑑定等を行い、当該鑑定に係る鑑定書等必要な書類を作成すること。
- (2) 鑑定に関し、公判での対応を行うこと。
- (3) 鑑定等の知識及び技術の向上並びに後継者の育成に努めること。
- (4) その他鑑識課長が命ずること。

第4 鑑定監の指定

- 1 鑑識課長は、次に掲げる選考基準を満たす者から適任者を選考し、鑑定監指定・解除上申書（様式第1号）により、本部長に上申するものとする。
 - (1) 巡査部長と同等以上の職格にある警察行政職員
 - (2) 現に鑑定業務に従事し、鑑定業務の経験が通算しておおむね10年を有する者
 - (3) 警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員専攻科又はこれと同等の研修を修了した者
 - (4) 高度な専門的知識及び卓越した鑑定技能を有すると認められる者
- 2 本部長は、前記1の上申に基づき、当該職員が適任であると認めたときは、指定書（様式第2号）を交付し、鑑定監として指定する。

第5 鑑定監の指定解除等

- 1 鑑識課長は、指定された職員が次のいずれかに該当する場合には、鑑定監指定・解除上申書により、指定の解除を本部長に上申するものとする。
 - (1) 疾病等の理由により、職務を遂行できないと認めたとき。
 - (2) その他鑑定監として適格性を欠き指定を継続することが適当でないとき。

- 2 本部長は、前記1の上申に基づき、鑑定監の指定を解除する必要があると認めるときは、指定解除書（様式第3号）を交付する。
- 3 鑑定監として指定された職員が人事異動により他の所属に配置換え又は退職をしたときは、当該人事異動をもって鑑定監の指定を解除したものとみなし、指定解除書の交付を省略する。
- 4 鑑定監は、前記1から3までにより指定を解除された後においても、自らが作成した鑑定書等に関し、前記第3(2)の任務に当たらなければならない。

第6 鑑識課長の責務

- 1 鑑識課長は、鑑定監に対し、鑑定の知識及び技術の向上並びに公判での対応に関する指導教養に努めるものとする。
- 2 鑑識課長は、鑑定監名簿（様式第4号）を備え付け、鑑定監の指定及び解除の経過を明らかにしておくものとする。